

大阪市への要望に対する回答がありました。

昨年12月4日に大阪市に対して提出した要望書について、令和6年3月8日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。

これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

1.(項目)

すべての事業者に合理的配慮の提供の義務を課した「障害者差別解消法の改正法」が来年4月1日から施行されるにあたり、その円滑な施行実施を図るため、大阪市としても各事業者並びに各業界団体への事前周知に努められるとともに、同改正法施行後の市内での相談・紛争解決の体制を今一度点検、確認されるよう要望する。

また、大阪市役所並びに区役所および各関係部署への周知についても、同改正法の趣旨も含めて、再度徹底するよう要望する。

回答 令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が法律上義務化されることから、周知・啓発の取組は重要であると考えています。

現在、障害者差別解消法の改正について周知するための啓発リーフレットを作成し、事業者や各関係機関に配付して、周知・啓発に努めているところです。

また、市内の障がいを理由とする差別に関する相談窓口に対しても、あらためて周知を図る予定です。

一方、本市職員についても、ひとりひとりの理解が重要であるため、昨年度から全職員を対象にeラーニング研修を実施するとともに、本市職員として取り組むべき事項について策定している職員対応要領の改正手続きを行ったうえで、あらためて周知を図っていくこととしています。

引き続き、より一層理解が深まるよう、効果的な周知・啓発に努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8078

2. (項目)

「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を着実に実施していくとともに、現在策定中の「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」においては、「国連障害者権利委員会」から昨年出された総括所見・改善勧告や、それへの国等の動向も踏まえながら、市内の障がい者・障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らしていくける施策構築をおこないつつ、その支援の水準の確保、向上を図るよう要望する。

回答 本市では、「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者施策を推進しているところであります。今後も障がいのある人や学識経験者等からご意見をいただきながら、実施状況について検証し、引き続き着実な推進に努めてまいります。

また、次期「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」につきましては、障がい者団体の代表者や学識経験者等で構成される大阪市障がい者施策推進協議会において審議いただきながら、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として現在策定を進めているところであり、国連の障害者権利委員会による総括所見や、それを踏まえた国の動向等も踏まえながら、障がいのある人も住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、引き続き施策の充実に努めてまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話:06-6208-8071

3.(項目)

大阪市所有の空き施設を利用しての障がい者の総合福祉施設の開設に言及されてから10年が経過する中、再度この設置について要望とともに、大阪市においても障がい者の情報提供施設を設置するよう要望する。

また、手話通訳者、要約筆記者、点訳奉仕員、盲ろう者通訳などの人材養成等の所要経費の確保と施策の充実に努めるとともに、マイナンバーカードや各手帳ならびに容易な情報の受発信などでのデジタル化の進展による利便性を、障がい者も享受できるよう要望する。

合わせて、意思疎通に困難性を有する、また症状によって緊急性を求める等の様々な症状を呈する障がい者に対して、府内の自治体でもすでに導入されている「救急タグ」を配布するよう要望する。

回答 障がい者の総合福祉施設及び情報提供施設につきましては、現時点においては設置の予定はありませんが、引き続き障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

聴覚・言語に障がいのある方々へのコミュニケーション支援の充実は重要な課題であり、本市ではこれまで手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成の面では、手話通訳者や手話奉仕員、点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも引き続き、所要の財源確保や更なる施策支援の充実に努めてまいります。

また、障がいのある方が、社会の一員としてあらゆる活動に参加することができるよう、障がいの状況等に応じたわかりやすい情報発信やコミュニケーション手段の充実等に努めるとともに、緊急時に救急隊や医師が参考にできるよう障がいのある方の医療情報を提供することについては、適切な提供方法等今後関係部署と連携しながら検討してまいりたいと考えております。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-8081

4.(項目)

近年自然災害が多発し、かつ被害も甚大化する中、今年に入ってからも線状降水帯の出現により数回各地で広範囲に亘って避難指示が出されていることから、災害時避難行動要援護者へのその情報の伝達と個別避難計画の策定、ならびに避難所の設備や備品の整備について、大阪市として各区役所へのより一層の助言および指導を要望する。

回答 本市としましては、障がい者などの要配慮者の方への避難対策としまして、地域の自主防災組織による避難所開設訓練などの各種防災訓練時に、実際に要配慮者の方も参加する訓練を実施しております。個別避難計画の作成につきましては、内閣府の取組指針を踏まえ、各区がそれぞれ地域の実情に応じて、各関係機関と連携しながら計画の作成を進めております。

また、避難所の設備・備品につきましては、関係部局及び各区役所と連携を図り、災害時における円滑な避難所整備に努めてまいります。

担当 危機管理室 危機管理課 電話：06-6208-7389

5.(項目)

障害者雇用促進法における地方自治体の法定雇用率については、令和6年4月1日から、令和8年6月30日までの経過措置はあるものの3.0%(教育委員会は2.9%)とされていることから、前倒しでこれを達成すべく、大阪市として積極的に障がい者雇用の促進に取り組むとともに、その就労継続にもより一層支援をおこなうよう要望する。

また、今回、一部の所定週労働時間20時間未満の就業者についても雇用率に算入できることから、多様な就労形態での雇用についても検討していくよう要望する。

回答

地方公共団体の法定の障がい者雇用率については3.0%と定められているものの、令和6年4月1日から令和8年6月30日までの期間においては2.8%とする経過措置が置かれています。

本市では、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和5年6月1日現在で2.80%となっています。

なお、令和2年4月1日から令和7年3月31日までを取組期間とする「障がい者活躍推進計画」において、事務職員採用者数の4%を基本に障がいのある方の雇用を推進し、計画的な採用に努めていくこととしています。

今後も引き続き、障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

担当 総務局 人事部 人事課（人事グループ） 電話：06-6208-7431

6.(項目)

昨年来続く物価の高騰により、市内の障がい者の生活や障がい者福祉施設の運営は非常に厳しいものになっている。その負担の軽減のためにも、個人においては「日常生活用具」の基準額加算、種目の対象者拡大、単独種目の上乗せ等、大阪市独自の充実を図るとともに、施設運営については、今回実施されたような物価高騰対応について引き続き検討するよう要望する。

また、移動支援同行援護の利用時間月51時間の時間制限についても、引き続き要望する。

合わせて、グループホームにおける土曜日・日祝日の日中支援加算の拡充について、国に働きかけるとともに、大阪市としても独自に制度化するよう要望する。

さらに、大阪市メトロおよび大阪市シティバスの無料乗車証について、車いすを利用しない知的障がいで介護人が常時2人必要な場合は、車いす利用者と同等の扱いとするよう要望する。

回答

日常生活用具につきましては、毎年、市場価格や他都市調査を行い、有識者の意見を聴取し、拡充などについて検討しております。物価高騰の影響により、一部種目の製品の基準額の見直しについて検討しているところです。引き続き、障がいのある方の日常生活の便宜を図れるよう、それぞれの用具の必要性をふまえて給付要件等を検討してまいります。

移動支援や同行援護につきましては、障がいのある方の社会参加や余暇活動等、日常生活での外出を支援するための大切な制度であると考えております。今後も安定的に事業を実施するため、ただちに基準時間数を引き上げることは困難な状況にありますが、必要な支援が提供できるよう、他の指定都市等とも連携しながら、十分な財政的支援について引き続き国に働きかけてまいります。

また、グループホームにおける日中支援の体制については、平成26年度からのグループホーム一元化に伴い、国において、一定評価がなされているところですが、本市としましては、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう、実態に即した適正な報酬単価の設定を行うよう国に対して要望しているところであり、今後も引き続き、日中支援加算のさらなる充実等、グループホームの安定した事業運営が図れるような十分な財政的支援や制度の充実等について、国に対して要望してまいります。

本市では、障がいのある方等の自立と社会活動への積極的な参加促進のため、障がいの程度等に応じて大阪メトロと大阪シティバスでご利用いただける無料乗車証または割引証を交付しております。

無料乗車証または割引証については、交通事業者である大阪メトロや大阪シティバスが実施している料金割引制度に加えて、本市が上乗せで割引措置を行っております。

具体的に、介護人への割引について、大阪メトロまたは大阪シティバスの割引の対象となりますのは、障がい者1人に対して1人とされており、車いすを使用するときは2人の介護人をつけることができるとなっております。

今後とも、障がいのある方等の自立と社会活動への積極的な参加を促進するという、本市制度の目的をより一層果たしていくため、より良い制度のあり方について検討してまいります。

担当 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 電話：06-6208-8074

福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 電話：06-6208-7994